

八代市斎場自動販売機設置に係る仕様書

この仕様書は、八代市斎場における飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置について、設置事業者を求める仕様を示したものです。

1. 貸付物件の概要

(1) 施設名

八代市斎場（熊本県八代市松崎町370番地1号）

(2) 設置場所及び設置台数等

物件番号	設置場所	設置台数	最低貸付料 (月額・税別)
1	斎場渡り廊下	1	1,000円

※設置場所は別添「物件位置図」で確認すること。

(2) 貸付面積（1台分あたり）

- ・自動販売機：1.3㎡（幅1.3m程度×奥行1.0m程度）
- ・回収ボックス：0.36㎡（幅0.6m程度×奥行0.6m程度）
- ・合計：1.66㎡以内

※貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

(3) 貸付期間

令和6年6月15日から令和11年3月31日まで

※貸付契約は貸付期間の末日で終了し、更新は行わない。

2. 設置する自動販売機の種類及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 種類

缶入り又はペットボトル入りの自動販売機で、設置場所に適合するもの。

(2) デザイン

デザイン（外観色含む。）は、周辺環境に配慮し、公共施設にふさわしいものとする。

(3) 環境対策

省エネルギー技術や低GWP冷媒の採用など環境に配慮したものであること。

(4) 安全対策

自動販売機の設置に当たっては、施設の躯体に負担のかからない方法で転倒防止措置を講ずること。

(5) 衛生管理

関係法令等を遵守するとともに、衛生管理、感染症対策等を徹底すること。

(6) 容器回収ボックスの設置

設置事業者は、設置する自動販売機1台につき1個の容器回収ボックスを自動販売機付近の市が指定する場所に設置すること。

設置事業者は、設置した容器回収ボックス内の容器を全て回収し、容器包装リサイクル法など関係法令に基づき適切に処理すること。

なお、売上が多い場合は、複数の容器回収ボックスの設置を認める場合がある。

(7) 維持管理等

設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、故障時の対応、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃など自動販売機の維持管理運営に必要な一切の業務を行うこと。

また、容器の回収は速やかに行うとともに、容器の回収ボックス周辺の環境美化の維持に努めること。

(8) 故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、連絡先電話番号等を表示した自動販売機管理者ステッカーを見えやすい位置に貼付するとともに、故障、問合せ及び苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

(9) その他遵守事項

- ① 貸付契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- ② 売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は現地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3. 販売商品の種類等

販売商品の種類は、炭酸飲料、コーヒー飲料、茶、水及びこれらに類する清涼飲料水並びに乳酸菌飲料とする。アルコール飲料、ノンアルコール飲料及びこれらに類する商品は販売できない。

販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

4. 貸付料

貸付料は、各月の売上金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に設置事業者が提案した売上手数料率を乗じて得た額（その額が1（2）に記載する最低貸付料の額に満たないときは、当該最低貸付料の額とする。）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、3か月ごとに支払うものとする。

5. 電力使用料

自動販売機に係る電力量料金は、設置事業者の負担とする。

自動販売機の設置事業者は、電気料金の算出のため、自動販売機の電気使用量を計測する検定付電力量計（専用子メーター）を設置することとし、市が定める方法で計算した金額を3か月ごとに市に納付すること。

6. 費用負担

自動販売機の設置費用、電力使用量を計測する専用子メーターの設置費用（壁面下部の既設コンセント使用可）、維持管理及び撤去に要する費用など一切の費用は、設置事業者が負担するものとする。

7. 販売実績の報告

自動販売機の設置事業者は、月ごとの販売数量及び売上金額を市に対して報告するものとする。

8. 契約の解除

設置事業者は、自己の都合により自動販売機を撤去する場合は、1月前までに市に書面にて通知し、市の指示する方法により契約を解除することができる。

9. 原状回復

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して市の確認を受けなければならない。なお、その際生じる費用は設置事業者の負担とする。

10. その他

- (1) 市が必要と判断した場合、施設内に自動販売機を増設することがある。これによって既に設置していた自動販売機の売上げが減少したとしても、設置事業者は市に補償を請求することはできない。
- (2) 自動販売機の設置事業者から報告された販売数量及び売上金額は、次回公募の参考資料などとして公表する場合がある。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、設置事業者と市で協議のうえ決定する。

11 事務局

八代市 市民環境部 環境施設課 施設維持係

〒866-0033 八代市港町299番地

電話 0965-34-2001

メールアドレス kankyo-shisetsu@city.yatsushiro.lg.jp